

(目的)

第1条 この規程は、放送大学の教員の人事の基準に関する規程（昭和60年放送大学規程第10号）の規定に基づき、教員の採用のための選考について必要な事項を定める。

(教員の採用人事起案及び選考方法)

第2条 教員の採用に当たっては、学長又は人事委員会委員からの発議により、人事委員会が、教育研究の質向上（多様なメディアによる科目開設、多様な学習者への対応、専門分野の戦略的強化等）、本学組織の持続性（年齢構成、専門分野のバランス等）等の観点を総合的に勘案し、採用の必要性を判断する。

2 選考の方法は、原則として公募によるものとする。ただし、領域の特性、緊急性、戦略的必要性等の事情を踏まえて公募以外の方法による選考を行うことができるものとする。

3 教員採用の発議に当たっては、学長又は人事委員会委員が募集要項を人事委員会に提出するものとする。ただし、募集要項の様式は、人事委員会が別に定めるものによる。

(業績評価部会（採用）の設置)

第3条 人事委員会は、放送大学人事委員会規程（平成11年放送大学規程第2号）第2条第2号に定める事項及び前条第2項で定めた選考方法について、学長に対し意見を述べることができる。

2 学長は、人事委員会の意見を聴取した上、業績評価部会（採用）（以下「業績評価部会」という。）の設置について評議会に発議する。

3 評議会は、前項の発議を受けて、業績評価部会を設置し、教員候補者の教育上の業績及び研究上の業績並びに管理運営上の実績等（以下「教育業績等」という。）についての評価を求めるものとする。

4 業績評価部会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、第2号及び第3号の委員は、原則として教授とする。ただし、准教授、講師又は助教を選考する場合は、第2号又は第3号の委員のうち1名を准教授とすることができる。

一 副学長1名又は附属図書館長

二 採用予定の専門分野又は隣接分野の専任教員3名以内

三 前号の分野以外の専任教員1名

四 前三号に掲げる者のほか、必要に応じ、採用予定の専門分野における学識経験を有する者1名

5 業績評価部会の主査は、前項第1号の委員をもって充てる。

(業績評価部会の審議事項)

第4条 業績評価部会は、教員候補者の教育業績等について審査し、その結果を業績評価報告書として取りまとめ、教授会の意見を聴取した上で、教員候補者を評議会に推薦する。

2 前項の推薦に当たっては、業績評価報告書のほか、教員候補者が作成する履歴書、教育研究業績書その他参考となる資料を添付するものとする。

(公募による選考方法)

第5条 選考方法が公募の場合は、次のとおり行うものとする。

一 国立研究開発法人科学技術振興機構による研究者人材データベースへの掲載

二 放送大学ウェブサイトへの掲載

三 その他、人事委員会が必要と認める方法

2 公募内容として、次の事項を記載するものとする。

- 一 専門分野
- 二 職名
- 三 募集人員
- 四 応募資格
- 五 提出書類(履歴書、教育研究業績書等)
- 六 書類提出期限
- 七 採用予定日
- 八 任期及び定年
- 九 その他業績評価部会が必要と認める事項

(公募以外による選考方法)

第6条 公募以外の方法による選考を行う場合には、業績評価部会は、複数の候補者を対象として、専門分野との適合性、本学との適合性、多様なメディアによる授業担当の経験、多様な学生への指導経験、学位、現職位、受賞歴等の観点から比較審査を行う。また、当該審査の過程および結果については、その透明性を確保し、説明責任を果たすものとする。

(業績評価部会から人事委員会への差し戻し事項)

第7条 業績評価部会の選考過程において、次の各号のいずれかに該当する事象が生じた場合は、業績評価部会の主査は、人事委員会に報告するものとする。

- 一 公募又は公募以外による選考を行った結果、教員候補者を選考できなかった場合
- 二 業績評価部会の主査及び構成員のうち候補者に利益相反関係を有する者が含まれることが判明した場合
- 三 その他、業績評価部会の説明責任の範疇を越え、人事委員会における判断の必要が生じた場合

2 人事委員会は、前項の報告を受けた場合は、選考方法の変更その他必要な措置を講ずるものとする。この場合において、業績評価部会構成員の変更を要するときは、学長を通じて評議会に発議するものとする。

(評議会の審議事項)

第8条 評議会における議事は、無記名投票により行い、有効投票数の過半数をもって決する。この場合において、白票は無効とする。

(採用決定後の取扱い)

第9条 評議会の議決により候補者の採用内定が決した後、次の各号に掲げる事態が生じた場合は、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

- 一 内定者からの辞退等により着任に至らなかった場合、学長は、その旨を評議会に報告し、人事委員会は、第2条に定める手続から改めて行うものとする。
- 二 内定者から着任時期の延期の申出があった場合、学長は、当初の着任予定日から1年を超えない範囲で着任時期の延期を認めることができる。この場合、学長は、その旨を評議会に報告するものとする。
- 三 内定者から着任時期の前倒しの申出があった場合、評議会の議を経て、これを認めることができる。ただし、前任者が在職している期間、又は採用の不補充期間が設けられている場合、当該期間内への前倒しは認めないこととする。

2 前項第2号の規定により着任時期を延期した後に内定者から更なる延期の申出があった場合、学長

は評議会の議を経て、これを認めることができる。

(内定の取消し)

第10条 第8条の定めにより議決された着任予定の日から2年を経過しても着任に至らない場合は、当該議決はその効力を失うものとし、人事委員会は、第2条に定める手続から改めて行うものとする。

2 内定決定後着任までの間に、内定者について採用の前提となる事由に重大な変更が生じた場合は、評議会の議を経て、学長は当該内定を取り消すことができる。

(選考手続きの特例)

第11条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、選考手続きを省略することができる。

一 副学長に任命又は昇任により兼ねて教授を命ずる場合

二 役員となるため退職し、引き続き役員に任命され兼ねて教授を命ずる場合

三 副学長の任期の満了又は辞任により引き続いて教員となる場合

四 役員となるため退職し、引き続き役員として在職した後、任期の満了又は辞任により退任し、引き続き教員となる場合

(事務)

第12条 業績評価部会の事務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び選考に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則 (令和8年3月18日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 教員の採用のための選考についての申合せ(平成22年10月13日放送大学達第9号)は廃止する。

3 教員の公募に関する申合せ(平成22年10月13日放送大学達第10号)は廃止する。